

令和7年第10回大山町教育委員会

招集年月日 令和7年9月22日（月） 午前9時00分

招 集 場 所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1 番		門脇明子	2 番		向陽寛孝	3 番		髙山洋美
4 番		山本健一						

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言（午前 時 分）

2. 議事日程

日程第 1 会議時間の決定 自 午前 時 分 至 午前 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 議案第 1 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
（財産の取得について（GIGAスクール端末））

日程第 4 議案第 2 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
（工事請負契約の締結について（名和野球場ナイター照明LED化改修工事））

日程第 5 議案第 3 号 区域外就学について

3. その他

- ・令和7年度第2回大山町総合教育会議の開催について
令和7年10月20日（月） 午前9時30分から（名和公民館第1会議室）

4. 次回の開催日程 令和7年10月 日（ ） 午 時 分

5. 閉会宣言（午前 時 分）

報 告 事 項

月	日	曜日	件 名
9 月	1 日	月	連絡調整委員会、表彰審査委員会
	2 日	火	大山保育所自然見つけ、地域教育連携会議
	3 日	水	本会議開会
	6 日	土	むきばんだ遺跡公園、鳥取大学同窓会役員会
	7 日	日	大山セカンドホーム(星空観測会)
	8 日	月	サマーレビュー、機構改革に関する会議
	11 日	木	日野川河川事務所来室、部活動改革に係る市町訪問
	12 日	金	管理職会議
	13 日	土	中学校体育祭
	16 日	火	全員協議会 一般質問(～18日)
	19 日	金	家庭の日コンクール2次審査、米子松蔭高校70周年記念式典
	20 日	土	女性レク大会
	21 日	日	第2回職員採用試験、ハワイ議会副議長との懇親会
	22 日	月	定例教育委員会、ハワイ州議会副議長との意見交換会

今 後 の 予 定

24 日	水	文化祭実行委員会第2回代表者会議
25 日	木	本会議閉会、臨時校長会オンライン
26 日	金	学校訪問(大山中)、連絡調整会議、管理職会
27 日	土	保育所運動会(大山・名和)
28 日	日	大山を歩く会
29 日	月	日野川河川事務所来室、西部町村教育長会
30 日	火	西部町村就学支援委員会

議案第 1 号

議会の議決を経るべき事件の議案について
(財産の取得について (G I G Aスクール端末))

このことについて、町長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号) 第 2 9 条の規定に基づく意見を求められたので、同意を求める。

令和 7 年 9 月 2 2 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

- | | |
|---------|---|
| 1 取得物件 | G I G Aスクール端末 3 9 7 台 |
| 2 取得金額 | 2 1 , 8 3 5 , 0 0 0 円 |
| 3 取得先 | 鳥取県米子市両三柳 3 2 8
株式会社 ケーオウエイ
代表取締役 小西 慶太 |
| 4 取得の方法 | 随意契約 |

【参考】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(教育委員会の意見聴取)

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

議案第 2 号

議会の議決を経るべき事件の議案について

(工事請負契約の締結について(名和野球場ナイター照明LED化改修工事))

このことについて、町長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づく意見を求められたので、同意を求める。

令和7年9月22日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 名和野球場ナイター照明LED化改修工事 |
| 2 契約の金額 | 81,400,000円 |
| 3 工 期 | 着工 本契約締結の日の翌日(議会議決の翌日)
完成 令和8年3月19日 |
| 4 契約の相手方 | 鳥取県米子市西福原6丁目6番10号
岡田電工株式会社 代表取締役 河原 厚 |
| 5 契約の方法 | 指名競争入札 |

【参考】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

議案第 3 号

区域外就学について

下記のとおり区域外就学の申立てがあり、学校教育法施行令第 9 条の規定により、区域外就学を許可するものとする。

令和 7 年 9 月 2 2 日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

記

1. 区域外就学の申立て 3 件(詳細別紙) 認定件数 件